

# プレプリント納付書の送付対象者 の見直しについて

令和 5 年 8 月

東京国税局総務部企画課

内部事務センター化 P T

# 1 プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて

- 国税のプレプリント納付書の送付は、これまで、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」観点から実施してきました。
- 国税庁においては、納税者が税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるように、金融機関や関係省庁、関係民間団体と協力してキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。
- キャッシュレス納付、特に、デジタル（e-Tax）を活用した非対面の納付の更なる推進に取り組むことで、納税者は、申告から納付の手続をより簡単・便利に行うことが可能となり、納付書が不要となります。
- 令和4年12月1日からは、新たなキャッシュレス納付の手段として、スマホアプリ納付を導入したほか、令和5年度税制改正においては、ダイレクト納付の利便性の向上について措置されたところあり、更なる納税者の利便性の向上が期待できます。
- 行政コストを含む社会全体のコストの縮減と効率化を図るとともに、これらの諸般の事情も踏まえ、今般、プレプリント納付書の送付対象者を見直すこととし、令和6年5月送付分（法人の令和6年4月決算分）から実施したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 2 プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性

### ① 法人納税者

#### 《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定申告分・中間申告分			
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし		ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし	
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外
法人税	×	×	○	○	○	○	○	○
消費税	×	×	○	○	○	○	○	○

#### 《見直し後》

網掛け部分：今回の見直し箇所

	確定申告分						予定申告分・中間申告分							
	ダイレクト納付 届出あり		ダイレクト納付 届出なし				ダイレクト納付 届出あり			ダイレクト納付 届出なし				
	義務化 法人	左記以外	義務化 法人	左記以外（前年事績）		義務化 法人	左記以外（前年事績）		義務化 法人	左記以外（前年事績）				
				納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付		納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付		納付書を使用しない納付方法 <sup>(※)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付			
			電子申告	書面申告		電子申告	書面申告		電子申告	書面申告				
法人税	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
消費税	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○

(※)納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

## 2 プレプリント納付書の送付対象者の見直しの方向性

### ② 個人納税者

#### 《見直し前》

○：プレプリント納付書を送付する ×：プレプリント納付書を送付しない ×：令和6年5月以降プレプリント納付書を送付しない

	確定申告分				予定納税分・中間申告分	
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告書で納める税額が発生する納税者		予定納税分・中間申告分	
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし		
所得税	×	×	×	○	× <sup>(※1)</sup>	○
消費税	×	×	×	○	○	○

#### 《見直し後》

網掛け部分：今回の見直し箇所

	確定申告分					予定納税分・中間申告分			
	確定申告書で納める税額が発生しない納税者（還付又はゼロ）		確定申告で納める税額が発生する納税者			予定納税分・中間申告分			
	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付 又は振替納税 届出なし	ダイレクト納付 又は振替納税 届出あり	ダイレクト納付又は振替納税 届出なし					
				納付書を使用し ない納付方法 <sup>(※2)</sup>	金融機関・税務 署窓口での納付	納付書を使用し ない納付方法 <sup>(※2)</sup>	金融機関・税務署窓口での納付	電子通知 希望あり	電子通知 希望なし
所得税	×	×	×	×	○	× <sup>(※1)</sup>	×	×	○
消費税	×	×	×	×	○	○	○	○ <sup>(※3)</sup>	

(※1) 令和5年3月以降送付対象外

(※2) 納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※3) 消費税の中間申告分には電子通知希望の有無はない

### 3 今後のスケジュール

		令和5年										令和6年						
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		
関係団体等への説明(※1)		→		→														
広報(国税庁HP)				→														
個別周知(※2)	法人確定(※3)			→														
	法人予定・法人消費中間(※4)			→														
	個人確定(※5)																	
	個人予定・個人消費中間(※6)																	
事前送付取りやめ(※7)																	取りやめ実施★	
ダイレクト納付の利便性向上																	制度開始★	

(※1) 国税庁から関係団体等の全国会に対して説明後、各局・署において局連・支部等へ説明予定。

(※2) プレプリント納付書の送付時に、令和6年5月以降の「送付を取りやめるための周知文」を同封。

(※3) 法人の確定申告分については、令和5年5月発送分(令和5年4月決算分)から「確定申告用チラシ」で周知予定。電子申告を行っている法人など「確定申告用チラシ」の同封対象者以外は、「送付を取りやめるための周知文」を同封し、周知予定。

(※4) 法人の消費税中間分については、令和6年1月以降「消費税及び地方消費税の中間申告分の納付について」で周知予定。

(※5) 個人のプレプリント申告書発送分は、「送付取りやめの周知文」を同封し周知予定。お知らせはがき発送分は、「お知らせはがき」に記載することで周知予定。

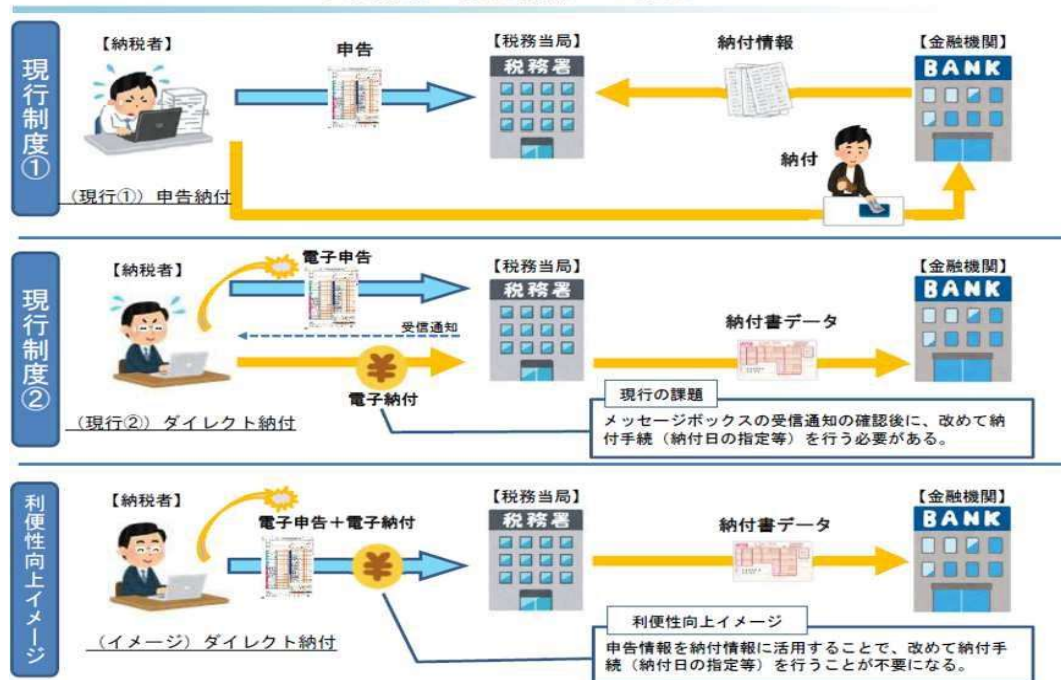
(※6) 予定納税・個人の消費税中間分は、確定申告書送付時に周知を行うため、周知は行わない。

(※7) 法人については令和6年4月決算分から、個人については令和6年分所得税予定納税からプレプリント納付書の事前送付を取りやめる。

# (参考) ダイレクト納付の利便性向上 (令和5年度税制改正)

## ○税制改正イメージ (R4.10.19政府税制調査会資料【抜粋】)

申告情報の納付情報への活用



## ○令和5年度税制改正の大綱【抜粋】

### 六 納税環境整備

#### 3 その他

#### (国 税)

##### (1) ダイレクト納付の利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合 (その税額が1億円以下である場合に限る。) において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続について適用する。

## プレプリント納付書の送付見直し後における 納付書の送付について

- 令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しの結果、プレプリント納付書が送付されなくなる方で、納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます。
- お問い合わせに当たりましては、税理士又は納税者から、原則として、所轄の税務署あてにご連絡いただきますようお願いいたします。  
(注) 所轄の税務署以外の税務署においても送付は可能ですが、金額欄が印字された納付書が必要な方、コンビニエンスストアでの納付をご希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせいただくようお願いいたします。
- お問い合わせいただいた税務署においては、納付書が必要となる納税者の氏名や納付する税目・年分などをお伺いした上、必要な納付書を作成し、送付させていただきます。